

大和市告示第178号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年11月8日

大和市長 古谷田 力

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（平成19年大和市告示第35号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

（保育環境改善等事業に関する特例措置）

3 第2条から第4条までの規定にかかわらず、民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）及び家庭的保育事業等を運営する者（次項において「特例対象者」という。）による事業に係る令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）の国庫補助について（令和5年7月14日付けこ成事第356号こども家庭庁長官通知）別紙令和5年度（令和4年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（保育所等改修費等支援事業等（令和4年度第2次補正予算分）分）交付要綱（以下「令和4年度繰越分国保育対策要綱」という。）第3項第2号に掲げる保育環境改善等事業であって、次のいずれかに該当するものについては、当該事業を実施するために必要な経費（令和4年度繰越分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）を補助対象経費として算定した同表に規定する基準額又は当該事業に係る補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をこの要綱による補助金として交付する。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業であって、令和5年4月1日以降に実施するもの

(2) 安全対策事業のうちICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施するもの

4 第2条から第4条までの規定にかかわらず、特例対象者による事業に係る別表第1保育士宿舍借り上げ支援事業費の項に規定する国保育対策要綱第3項第23号に掲げる保育環境改善等事業（感染症対策のための改修整備等事業であって、使用済み紙おむつを民間保育所等において処分するに当たり一時的に保管するためのごみ箱を購入するものに限る。）であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な

経費の実支出額又は300,000円のいずれか少ない方の額をこの要綱による補助金として交付する。

別表第1保育所等業務効率化推進事業費の項中「令和3年度繰越分国保育対策要綱」を「令和4年度繰越分国保育対策要綱」に、「から④まで」を「及び②」に改め、同表短時間保育士雇上事業費の項の次に次のように加える。

保育所等紙おむつ処分事業費	民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）及び家庭的保育事業等	保育所等紙おむつ処分事業費補助金交付要綱の制定について（令和5年8月22日付け次育第2180号神奈川県知事通知）別添保育所等紙おむつ処分事業費補助金交付要綱（以下「紙おむつ処分要綱」という。）第3条第1項に規定する補助対象経費	紙おむつ処分要綱第3条第1項に規定する補助上限額
---------------	---	---	--------------------------

別表第1一時預かり事業費の項補助基準額の欄第2号ただし書中「ただし、」の次に「支援要綱別表一時預かり事業（別添11）の項第3欄第1項第4号に掲げる余裕活用型に該当する一時預かり事業を利用する」を加え、「一時預かり事業」を「当該事業」に改め、同表中

都市部における保育所等への賃借料等支援事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）	県保育対策要綱第2条第8号に掲げる都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な経費（県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。ただし、施設開所日から起算して3年を経過している施設の場合は、当該経費のうち特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2及び別表第3の規定により算定される賃借料加算の年額に相当する額の3倍を超え5倍に達するまでの部分に限り対象経費とすることができるものとする。）
------------------------	---------------------------------------	--

を

都市部における保育所等への賃借料等支援事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）	県保育対策要綱第2条第8号に掲げる都市部における保育所等への賃借料等支援事業を実施するために必要な経費（県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。ただし、施設開所日から起算して3年を経過している施設の場合は、当該経費のうち特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）別表第2及び別表第3の規定により算定される賃借料加算の年額に相当する額の3倍を超え5倍に達するまでの部分に限り対象経費とすることができるものとする。）
医療的ケア児保育支援事業	民間保育所等	県保育対策要綱第2条第9号に掲げる医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な経費（県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。）

改め、同表休日保育事業費の項中「日曜日」の次に「、12月29日から翌年1月3日までの日」を加え、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子本第571号内閣府子ども・子育て本部統括官・28文科発第727号文部科学省初等中等教育局長・雇児発0823第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」を「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保38こども家庭庁成育局長・5文科初第483号文部科学省初等中等教育局長通知）」に改め、同表中

保育士加配事業費	民間保育所等	を	保育士確保支援事業費	民間保育所等	に改め、同
	民間保育所及び認定こども園		保育士加配事業費	民間保育所及び認定こども園	

表保育士加配事業費、民間保育所等の項中「276,000円」を「500,000円」に改め、

同表保育士加配事業費、民間保育所及び認定こども園の項補助基準額の欄第4号中「別紙2Ⅲ第7項及び同別紙3」を「別紙3」に、「それぞれ1」を「1」に改める。

#### 附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。